

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

大分県知事 殿



提出者

住 所 大分県竹田市久住町大字白丹4127-1

氏 名 (有)はみんぐ・まむ

代表 太田貴博

電話番号 0974-76-0790

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(有)はみんぐ・まむ
事業場の所在地	竹田市久住町大字4127-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	酪農
② 事業の規模	経産牛150頭
③ 従業員数	5名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	糞尿 自ら堆肥化 動物の死体 処理業者へ委託処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長 (廃棄物統括責任者)

廃棄物処理方針の決定

廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認

従業員 (廃棄物実務担当者)

廃棄処理計画及び作業

産業廃棄物管理票の交付・管理

行政等への各種報告書

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿	動物の死体
	排 出 量	3423 t	3 t
① 現状	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿	動物の死体
	排 出 量	3423 t	3 t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	動物の糞尿
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2830 t
(これまでに実施した取組) 堆肥化	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2830 t
(今後実施する予定の取組) 堆肥化	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	動物の糞尿
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	593 t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	593 t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 該当なし		
【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	動物の糞尿 動物の死体
	全処理委託量	t 3t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 動物の死体は処理業者に委託処理している		

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	動物の糞尿
		動物の死体	
②計画	全処理委託量	t	3t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 動物の死体は処理業者に委託し処理している			
※事務処理欄			